

# 高額療養費制度について

H29.8.1～

鳥取市立病院 地域連携室

1ヶ月間の医療機関で支払った自己負担額が自己負担限度額を超えた場合に、超えた分が払い戻される制度です。あらかじめ「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示して頂いた場合医療機関窓口での支払いの時点で支払い額が軽減されます。

「限度額適用認定証」の交付は、加入されている保険者に申請してください。

\* 住民税非課税世帯の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を申請してください。

## <手続き先>

- ・ 国民健康保険 …… 各市町村役場、総合支所 鳥取市役所は**駅南庁舎(保険年金課)** Tel:20-3485  
(国民健康保険の方で、保険料の未納がある場合は交付されないことがあります。その際にはご相談ください)
- ・ 協会けんぽ …… 全国健康保険協会各支部 **鳥取支部:ナカヤビル 1F** Tel:25-0052  
(船員保険)
- ・ 共済組合 …… 各組合の担当窓口
- ・ 組合健保 …… 各組合の担当窓口

手続きの際に必要なもの  
(印鑑・本人確認等)については  
各保険者にご確認ください。

## 【70歳未満の方】

区分	基礎控除後の所得	月額自己負担限度額	多数該当※1
ア	901万円超	<b>252,600 円</b> 252,600 円 + (総医療費(※2) - 842,000 円) × 1%	140,100 円
イ	901万円以下 600万円超	<b>167,400 円</b> 167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1%	93,000 円
ウ	600万円以下 210万円超	<b>80,100 円</b> 80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1%	44,400 円
エ	210万円以下	<b>57,600 円</b>	44,400 円
オ	住民税非課税等 ※3	<b>35,400 円</b> (食事療養費も軽減されます)	24,600 円

※1…診療月を含む過去12ヶ月間に3回以上支給を受けた場合、4回目からは多数該当の金額が適用されます。

※2…総医療費とは保険適用される医療費の総額(10割分)

※3…非課税者すべての方が該当するとは限りません。

自己負担額(3割)が下記の計算方法で月額自己負担限度額を超えた場合、軽減対象となります。

① 1ヶ月単位  
(1日～末日)  
で計算

② 医療機関ごと、  
医科、歯科ごと  
入院、通院ごと  
で計算※4

③ ②のうち、  
21,000円以上の  
自己負担額のみ  
合算※5

④ 食事代、病衣代、  
個室代等保険適用  
外は対象外

※4 通院にかかる院外調剤分は通院分に合算する

※5 同一保険の世帯合算をする場合も、①～④が条件となる

例) 区分ウで月の自己負担額(3割)が30万円(入院のみ)であった場合

$$80,100 \text{ 円} + (1,000,000 \text{ 円} - 267,000 \text{ 円}) \times 0.01 = 87,430$$

本人支払額: 87,430円

例) 区分エで月の自己負担額が30万円(内訳: 通院2万円(院外調剤なし)、入院28万円)であった場合

通院2万円…上記計算方法の③の条件を満たさない為、高額療養費制度の対象外となる

入院28万円…57,600円まで減額できる

本人支払額: 通院20,000円 入院57,600円 をそれぞれ支払う

条件を満たし、認定証をご提示いただいた場合でも病院窓口では合算や減額できない場合があります。

【より詳しい内容や手続き、還付等お問い合わせは加入されている各保険者にお問い合わせください】

## 【70歳以上の方】

※記載の限度額はH29.8.1～H30.7.31 までとなります。

所得区分	月額自己負担限度額		認定証の 要否
	通院	通院+入院	
現役並み所得の方 (3割負担)	57,600 円	80,100 円 80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1% (多数該当: 44,400 円) オモテの※1 を参照	不要
一般所得の方	14,000 円 (年間上限: 144,000 円)	57,600 円 (多数該当: 44,400 円) オモテの※1 を参照	不要
低所得区分Ⅱの方※1	8,000 円	24,600 円 (食事療養費も軽減されます)	必要※3
低所得区分Ⅰの方※2	8,000 円	15,000 円 (食事療養費も軽減されます)	必要※3

※1 住民税非課税世帯の方    ※2 住民税非課税世帯で世帯の所得が0円の方

※3 低所得区分に該当される方は「限度額適用・標準負担減額認定証」が必要となります。

〈手続き先〉70歳～74歳の方…加入されている保険者(オモテの手続き先参照)

75歳以上の方…お住いの市町村役場

① 1ヶ月単位  
(1日～末日)  
で計算

② 医療機関ごと、  
医科、歯科ごと  
入院、通院ごと  
で計算※4

③ 食事代、病衣代、  
個室代等保険適用  
外は対象外

上記の①～③の計算方法で月額自己負担限度額を超えた場合、軽減対象となります。

※4 同一月内に負担された保険適用分の医療費は最終的に区別なく合算でき、合算額が自己負担限度額を超える場合、超えた部分が申請により保険者から支給されます。

(世帯合算する場合も年齢に応じて条件は同様です)

◎鳥取市にお住いの75歳以上の方については支給対象の場合、通知が届きます。

【より詳しい内容や手続き、還付等お問い合わせは加入されている保険者にお問い合わせください】

〈後期高齢者医療費保険者の問い合わせ先〉

鳥取市…鳥取市役所 駅南庁舎 長寿医療係 ☎0857-20-3487

八頭町…八頭町役場 本庁舎 町民課 ☎0858-76-0205

### ●入院時食事療養費の標準負担額●

区 分	食事療養費標準負担額(1食あたり)
・市民税課税世帯の人	360円※
・70歳未満で市民税非課税世帯の人	(90日までの入院) 210円
・70歳以上で低所得区分Ⅱの人	(90日を超える入院) 160円
・70歳以上で低所得区分Ⅰの人	100円

※難病の患者や小児慢性特定疾病の患者等は260円となります